

1 議案審議概況

【概観】

今国会に提出された閣法は21件（うち本院先議6件）であり、うち20件が成立し、確定
提出年金法案は衆議院において継続審査となった。

参法は、提出された17件のうち、公職選挙法改正案が成立したが、他の16件は本院にお
いて審査未了となった。

衆法は、新規提出25件のうち、あっせん利得処罰法案、少年法等改正案、国会法改正案
等11件が成立したが、他は継続審査又は審査未了となった。また、衆議院で継続審査とな
っていた3件のうち、永住外国人地方参政権法案2件は継続審査、地位利用収賄処罰法案
は撤回された。

予算は、平成12年度一般会計補正予算外2件が提出され、成立した。

条約は、日米地位特別協定が提出され、承認された。

予備費は、平成10年度予備費等3件及び平成11年度予備費等4件が提出されたが、いず
れも衆議院で継続審査となった。

決算は、継続審査となっていた平成10年度NHK決算が両院で議決され、平成10年度決
算は引き続き継続審査となった。

決議案は、提出された2件のうち、議長不信任決議案は否決、オリンピック大阪招致決
議案は可決された。

このほか、国会法改正に伴う参議院規則改正案が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成12年度一般会計補正予算外2件は、平成12年11月10日に提出され、同日の衆・参両
院本会議における財政演説、11月14日の質疑の後、衆・参予算委員会の審査を経て、11月
22日の参議院本会議で可決された。

今回の補正予算は、本年10月、政府において決定された日本新生のための新発展政策を
実施するため、社会資本整備費、情報通信技術関連特別対策費等の追加を行うもので、今
年度一般会計予算の補正後の総額は、当初予算に対し4兆7,832億円増加し、89兆7,702億
円となる。

〔法律案の審議〕

— 閣法 —

【成立した主な閣法】

健康保険法等改正案（11月30日成立）

医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、健康保険法について、高額療
養費の見直し及び保険料率の上限の見直しを行うとともに、老人保健法について、老人に
係る一部負担金における定率制（1割負担）の導入及び薬剤一部負担金の廃止等の措置を
講ずる。

警察法改正案（11月29日成立）

警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会が、警察庁及び都道府県警察の行う監察について、個別具体的な指示をすることを可能とし、必要な場合、公安委員に、指示の履行状況を点検させることを可能とする等の措置を講ずることにより、公安委員会の警察に対する管理機能を強化する。

ヒトクローン技術規制法案（11月30日成立）

社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期するため、人クローン胚等の人及び動物への移植を禁止するとともに、特定胚の取扱いに関する指針の策定等について定める。〔衆議院修正〕検討条項において、法施行5年後を3年に短縮し、総合科学技術会議等における検討を付加する。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（11月29日成立）

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、その基本理念及び基本方針を示し、これに必要な体制の整備及び重点計画の作成等について定める。〔衆議院修正〕基本理念に社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応を加える。

船舶検査活動法案（11月30日成立）

周辺事態安全確保法に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続等について定める。

【衆議院で継続審査となった閣法】

確定拠出年金法案

個人又は事業主が拠出した資金を、個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期において、その運用結果に基づいた給付（掛金の額及び運用により給付金額が変動する）を受ける年金制度を創設する。

— 参 法 —

【成立した参法】

公職選挙法改正案（10月26日成立）

参議院の比例代表選出議員選挙に、名簿登載者に順位をつけず、個人名での投票を原則とした、非拘束名簿式比例代表制を導入するとともに、参議院議員の定数を、比例代表選出議員4人、選挙区選出議員6人（岡山県、熊本県及び鹿児島県の各選挙区それぞれ2人）の計10人を減じて242人とする。

— 衆 法 —

【成立した主な衆法】

あっせん利得処罰法案（11月22日成立）

公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、政治に対する国民の信頼を確立するため、国会議員、地方公共団体の議員若しくは長及び国会議員の秘書（公設に限る）が、請託を受けて、その権限（秘書の場合は当該議員の権限）に基づく影響力を行使し、公務員又は特定の法人の役職員に職務上の作為又は不作為をあっせんした報酬として、財産上の利益

を収受する行為を罰する。

少年法等改正案（11月28日成立）

最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年事件の処分等の在り方を見直し、少年審判における事実認定手続の適正化を図り、被害者に対する配慮を実現するため、刑事処分可能年齢を14歳に引き下げる、16歳以上の少年の故意による被害者死亡事件を原則検察官送致とする、少年審判に合議制を導入する、重大犯罪の事実認定手続に検察官の関与を可能とする、被害者側の意見聴取を可能とする等の措置を講ずる。〔参議院修正〕法施行5年後の検討条項を追加した。

国会法改正案（11月30日成立）

中央省庁の再編に伴い、衆議院の常任委員会を現行の21から17に再編する。〔参議院修正〕参議院においても、現行18の常任委員会を17に再編する。なお、参議院においては、1種委員会について、委員会再編に伴う各委員会の委員数の見直し及び各委員会の所管事項の事項別から省庁別への変更を行う参議院規則の改正も、併せて行われた。

【継続審査となった衆法】

特殊法人等改革基本法案

特殊法人の改革に関し、基本理念を示し、特殊法人等整理合理化計画の策定、特殊法人等改革推進本部の設置等について定める。

国立国会図書館法改正案

国立国会図書館に、第2次世界大戦に係る諸事項を調査する恒久平和調査局を置く。

被災者支援法改正案

支給対象の拡大、支給額の引上げ及び受給条件の緩和、支給者の市町村への変更、費用の全額国庫負担等の措置を講ずる。

災害弔慰金法改正案

災害弔慰金の支給対象の拡大、災害障害見舞金の支給対象となる障害の程度の緩和及び最高額の引上げ、災害援護資金の貸付対象となる被害の追加、利率の引下げ及び償還期間の延長等の措置を講ずる。

〔条約の審議〕

【承認された条約】

日米地位特別協定（11月17日承認）

日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、本協定の効力存続期間中（2006年3月31日までの5年間）、労務費、公共料金、日本国政府の要請に基づく訓練の変更に要する経費の全部又は一部を負担する。